

令和 5 年度

青森県立学校実習助手採用候補者選考試験の実施について

青森県教育委員会

受付期間	令和 4 年 10 月 17 日（月）～11 月 2 日（水） ※土曜日・日曜日・祝日を除く ※郵送の場合は、令和 4 年 11 月 2 日（水）の消印のあるものまで有効
第一次試験	令和 4 年 11 月 12 日（土）
第二次試験	令和 4 年 12 月 10 日（土）

1 目的

この選考試験は、令和 5 年度の青森県立学校実習助手の採用候補者を選考するために行います。

2 試験区分、募集人員及び配置先

	試験区分	募集人員	配置先
実習助手	情報系	1 名程度	高等学校
	特別支援系	1 名程度	特別支援学校

3 試験内容

(1) 第一次試験

ア 教養試験

実習助手として必要な一般教養における知識、理解力、思考力等に関する資料を得るため、筆記試験を実施します。

イ 専門試験

実習助手として必要な専門分野における知識、理解力、思考力等に関する資料を得るため、試験区分に応じた筆記試験を実施します。

(2) 第二次試験

ア 適性検査

実習助手として必要な適性に関する資料を得るため、作業検査法による性格検査を実施します。

イ 小論文

実習助手として必要な資質・能力・適性、職務への熱意等に関する資料を得るため、小論文を実施します。

ウ 面接

実習助手として必要な資質・能力・適性、職務への熱意等に関する資料を得るため、個人面接を実施します。

4 受験資格

- 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者。ただし、現に青森県立学校の職員（任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤の職員は除く。）である者については、年齢は制限しない。
 - 高等学校卒業以上の学歴を有する者（高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者を含む。）又は令和 5 年 3 月 31 日までに高等学校を卒業見込みの者。
- ※地方公務員法第 16 条で規定している欠格条項に該当する者は受験できません。

(参考) 地方公務員法第 16 条で規定している欠格条項

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 青森県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 職務等

(1) 実習助手の職務

それぞれの分野に関する実験又は実習について、教諭の職務を助けること。

(2) 給与

初任給（給料、教職調整額及び教員特別手当の合計額）は、168,000 円程度（令和 5 年 4 月採用の高等学校新卒者の場合）であり、6 月及び 12 月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

(3) 採用予定

令和 5 年 4 月 1 日とする。

6 試験の日程等

(1) 第一次試験

ア 期	日	令和 4 年 11 月 12 日（土）
イ 場	所	青森県総合社会教育センター（青森市荒川字藤戸 119-7）
ウ 日	程	9：30 ～ 10：00 受付 10：00 ～ 10：10 諸連絡 10：10 ～ 11：10 教養試験 11：30 ～ 12：30 専門試験

エ 持参すべき物 ○ 受験票 ○ 筆記用具、定規、コンパス
オ 留意事項 試験はマスク着用のうえ受験すること

(2) 第二次試験

ア 期	日	令和 4 年 12 月 10 日（土）
イ 場	所	青森県総合社会教育センター（青森市荒川字藤戸 119-7）

※ 日程等については、第二次試験の受験対象者（第一次試験合格者）に通知します。

7 出願の方法

(1) 志願書の受付

- 受付期間 令和 4 年 10 月 17 日(月)～11 月 2 日(水)（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 15 分

※ 郵送の場合は、令和 4 年 11 月 2 日（水）の消印のあるものまで有効です。郵便窓口の営業時間に留意してください。

※ 封筒の表に「実習助手出願」と朱書きしてください。

※ 10月31日(月)以降の郵送は速達にしてください。

(2) 出願先・問合せ先

〒030-8540 青森市長島一丁目 1-1

[情報系]

青森県教育庁教職員課 高等学校人事グループ (電話 017-734-9881)

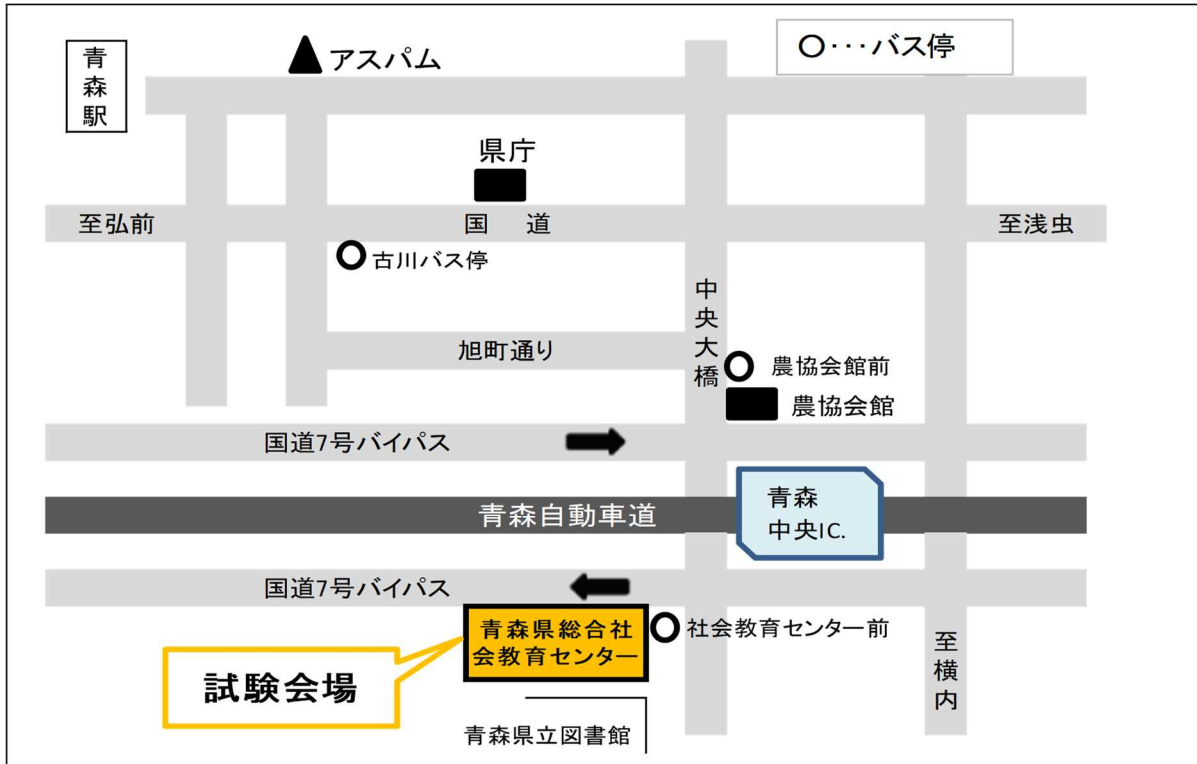
[特別支援系]

青森県教育庁学校教育課 特別支援教育推進室 (電話 017-734-9882)

(3) 出願書類等

- ① 志願書 (横 3.5 cm×縦 4.5 cmの写真 1 枚を所定の箇所に必ず貼ること。)
 - ② 受験票及び受験票《控》 (横 3.5 cm×縦 4.5 cmの写真 2 枚を所定の箇所に必ず貼ること。)
 - ③ 最終卒業 (修了) 学校の卒業 (修了) 証明書又は卒業 (修了) 見込証明書
 - ④ 個人調書・自己推薦書
 - ⑤ 志願書の免許資格欄に記載した免許状・資格証明等のコピー
 - ⑥ 第一次試験受験票返送用封筒 (長形 3 号: A4 横 3 つ折・120 mm×235 mm)
 - ⑦ 試験結果通知用封筒 (長形 3 号)
- 〔⑥及び⑦には、84 円切手を貼り、住所・氏名 (「様」も記入)・郵便番号・試験区分を明記してください。〕
- ※ 受理した書類は、返却しません。

8 第一次試験会場 (青森県総合社会教育センター) までの交通機関案内



- 試験会場及びその周辺への駐車は禁止しますので、鉄道・バス等の交通機関を利用してください。
- バス利用の場合は、「社会教育センター前」で降車後徒歩 1 分です。

9 志願書の入手方法

志願書は、県教育委員会ホームページ (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/5jisshujoshusaiyo_00.html) からダウンロードできます。

原則として、出願者は各自ダウンロード・印刷し、出願してください。(ダウンロード・印刷ができない場合に限り、以下のとおり郵送による請求を受け付けます。)

※ 郵送で請求する場合

志願書の郵送を希望する場合は、郵便番号・住所・氏名(「様」も記入)を記載し、120円切手を貼った角形2号(A4・240mm×332mm)の返信用封筒を同封し、青森県教育庁教職員課宛て(特別支援系志願者にあつては学校教育課宛て)に請求してください。

なお、封筒の表に「実習助手志願書請求」と朱書きしてください。

10 選考方法

(1) 第一次試験

筆記試験の結果を基に、出願時の提出書類等の内容(実習助手の業務に関連する免許・資格・特技の有無等)を考慮し、総合的に判断して選考を行います。

(2) 第二次試験

小論文及び面接の結果を基に、適性検査の結果及び第一次試験選考資料を考慮し、総合的に判断して選考を行います。

11 結果の通知

第一次試験及び第二次試験の結果について、以下のとおり各受験者へ通知します。

なお、試験結果の口頭による開示は行いません。

	通知内容	通知時期
第一次試験	合否の結果、筆記試験の得点及び試験区分ごとの総合ランク	令和4年12月上旬
第二次試験	合否の結果、試験区分ごとの小論文及び面接のそれぞれのランク並びに総合ランク	令和5年1月中旬